

# 見本

## 子どもと共に学びあう 演習・保育内容総論

井上孝之 山崎敦子 編

第2版



## はじめに（第2版）

例年、隣県の保育者養成校の教員で会合をもっています。そのなかで、編者は次のような質問をしました。

「先生の学校では、総論（保育内容総論）のテキストは何を使っていますか？」

「いいえ、テキストは使いません。指針（保育所保育指針）と要領（幼稚園教育要領）だけです。あとは自分がクラス担任だった頃の事例や写真を使うので、特にテキストは必要ありません」

この質問を何人かの教員に投げかけましたが、テキストは使わず、参考書程度に紹介している教員が多くいました。法改正により、編者の使い慣れたテキストが廃刊となりました。そこで、十数冊のテキストの使い勝手を吟味していた編者は、この会合で評判のいいテキストを紹介してもらおうとしたのですが、そううまくはいかなかったのです。市井に溢れるテキストを使わない理由はどこにあるのでしょうか。

それは、保育者経験のある教員には、自分の保育実践から子どもの育ちを語り、それを指針や要領に照らすことによって、そのねらいや内容がみずみずしく伝えられるからです。そのため、学生にとってもイメージしやすく、理解しやすい授業になっているのです。

そうであれば、独自の教授内容としている保育実践や子どもの育ちを整理し、保育内容総論の視点で編み上げ、さらに、斯界に名を馳せる執筆者の保育内容の変遷や多様な展開を編み込めば、ほかにはない、最も使いやすいテキストが作成できるのではないのでしょうか。本書はこのコンセプトで編集されています。

本書は『子どもと共に学びあう 演習・保育内容総論』の第2版です。2018年施行の「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に合わせて内容を改訂いたしました。

本書は直接的には保育者養成のテキストです。しかし、それと同時に現在保育者として幼児教育・保育に携わる方々のさらなる学びや園内研修にも役立つものとして作成いたしました。さらに、保育行政に関わる方々、保護者の方々にも“保育内容を深く理解する”ために、ぜひ手に取っていただきたいと願っています。その願いをこめて、タイトルを『子どもと共に学びあう 演習・保育内容総論』といたしました。

保育者の養成課程では、保育内容総論は、保育内容を分割し、総論と演習の違いを明確にし、総論を理解したうえで演習ができるように配慮されています。そのため、このテキストもどこからはじめても、学びやすいように編集しました。

本書では、各章の扉ページのリード部分をその章の紹介やアイスブレイクで構成しています。アイスブレイクは“氷を砕くように”初対面の人同士の出会いの緊張をときほぐす手法です。運動に置き換えれば、柔軟体操のようなものです。リラックスした環境づくりに利用できるため、アイスブレイクだけでもよい演習内容になるよう工夫しました。

また、各章の最後には「★演習課題ーダイアログ」のコーナーを設けています。ダイアログの詳しい説明は第15章に記しています。ダイアログは、たがいの考えを伝え合うだけではなく、話し手と聞き手とが理解を深めながら、共感したり、行動の変化をもたらしたりする創造的なコミュニケーションの手法です。そのため、ネガティブな発言は控え、相手の意見を尊重する態度も必要とされます。学習者の主体的な学びを深めるためのシーズになれば幸いです。さらに、保育者の研修場面でも、ワークショップやグループワークのテーマとして活用できる内容で構成しています。さまざまな場面でご活用ください。

このテキストが、乳幼児期の教育・保育に理解を深めることの契機になれば、編者としてこのうえない喜びです。

最後に、初版の上梓及び第2版改訂にあたり、さまざまなご高配を賜った株式会社みらいの竹鼻均之社長、稲葉高士氏、米山拓矢氏をはじめ、関係の方々に厚く御礼を申し上げます。

2018年9月

編者を代表して 井上孝之

## 目 次

はじめに

### 第1章 幼児教育・保育の基本…………… 12

第1節 教育基本法と児童福祉法と幼児期の教育 /13

第2節 保育内容の理解 /15

1. 保育所保育指針と保育内容 /15
2. 保育所保育指針の改定のポイント /18
3. 幼稚園教育要領と保育内容 /22
4. 幼稚園教育要領の改訂のポイント /24
5. 幼保連携型認定こども園教育・保育要領と保育内容及び改訂のポイント /25

★演習課題ーダイアログ「どんな保育者になりたい？」 /25

### 第2章 幼児教育・保育の保育内容…………… 26

第1節 保育の全体構造と保育内容 /27

第2節 養護に関わる保育内容 /30

1. 「生命の保持」 /31
2. 「情緒の安定」 /32

第3節 保育内容のとらえ方 /33

1. 保育内容の3つの視点と5領域 /33
2. 乳児保育の3つの視点に関するねらい及び内容 /34
3. 5領域のねらい及び内容 /35

★演習課題ーダイアログ「一人一人の子ども」という表現が多いのはなぜ？ /39

### 第3章 保育の1日の流れと保育内容ー遊びを中心とした生活ー …… 40

第1節 幼稚園の1日の流れ /41

1. 1日の教育時間 /41
2. 4時間を標準とすることの意味 /41
3. 1日の流れを組む /41
4. 1日の流れ /42

第2節 保育所の1日の流れ /45

1. 保育所の特性 /45

2. 1日の流れ /46

### 第3節 認定こども園の1日の流れ /53

1. 認定こども園とは /53
2. 1日の流れ /54

### 第4節 遊びを中心とした保育と行事 /55

1. 行事とは /55
2. 遊び・生活と行事とのつながり /56

★演習課題 — ダイアログ「それぞれの砂場には違いがある？」 /59

## 第4章 子どもの育ちと保育内容 ..... 60

### 第1節 子どもの育ちとは —乳幼児期の発達の特徴— /61

1. 発達とは /61
2. 発達の原則 /62
3. 発達観 /64

### 第2節 乳幼児期の発達の特徴 /65

1. 乳幼児期全般の特徴 /66
2. 乳幼児期の発達の特徴に応じた保育内容に向けて /66

★演習課題 — ダイアログ「あなたの一番古い思い出は？」 /67

## 第5章 保育内容の展開 ..... 70

### 第1節 養護と教育が一体的に展開する保育 /71

### 第2節 環境を通して行う保育 /72

1. 環境を通して行う保育とは /72
2. 保育の環境 /72
3. 環境構成 /73

### 第3節 遊びによる総合的な保育 /74

### 第4節 子どもの主体性を尊重する保育 /75

### 第5節 生活や発達の連続性に考慮した保育 /75

### 第6節 家庭・地域・小学校との連携をふまえた保育 /77

1. 家庭との連携 /77
2. 地域との連携 /79
3. 小学校との連携 —できることから一歩ずつ— /80

★演習課題 — ダイアログ「シャボン玉と聞いて想像するのはどんな道具？」 /82

## 第6章 0歳児の保育内容 ..... 83

## 第1節 0歳児の発達の特徴・子どもの姿 /84

1. 6か月未満の子どもの発達の特徴・子どもの姿 /84
2. 6か月以上の子どもの発達の特徴・子どもの姿 /85

## 第2節 保育内容のポイント /87

1. 6か月未満の子どもの保育内容のポイント /87
2. 6か月以上の子どもの保育内容のポイント /88

## 第3節 実践事例「一緒にいてね」「おいしい！」 /90

## 第4節 実践へのヒント /92

- ・実践で使える保育のヒント：登園で泣く0歳児。長時間泣くときは？ /92
- ・言葉がけのポイント「立ちたかったね」 93

★演習課題ーダイアログ「0歳児の発達に合わせた応答的な関わりとは？」 /93

## 第7章 1歳児の保育内容 ..... 94

## 第1節 1歳児の発達の特徴・子どもの姿 /95

1. 対人関係と自己認識の発達 /95
2. 運動の発達 /96
3. 言語と認知の発達 /96

## 第2節 保育内容のポイント /97

1. 養護のポイント /97
2. 教育のポイント /100

## 第3節 実践事例：「保育日誌より」 /103

## 第4節 実践へのヒント /104

- ・実践で使える保育のヒント：入園当初の不安に対して… /104
- ・言葉がけのポイント：「おもしろいね～」 /105

★演習課題ーダイアログ「1歳児はどんな遊びをするの？」 /105

## 第8章 2歳児の保育内容 .....106

## 第1節 2歳児の発達の特徴・子どもの姿 /107

1. 広がる行動範囲 /107
2. 2歳児のさまざまな姿 /107

## 第2節 保育内容のポイント /109

1. 養護のポイント /109
2. 教育のポイント /111

## 第3節 実践事例：砂場の発見「くろー！」 /114

## 第4節 実践へのヒント /116

- ・実践で使える保育のヒント：遊びのなかでの保育者の役割 /116
- ・言葉がけのポイント：「あーあおいしい。もう一杯ください」 /117

★演習課題 — ダイアログ「2歳児と楽しみたい絵本は？」 /117

## 第9章 3歳児の保育内容 .....118

### 第1節 3歳児の発達の特徴・子どもの姿 /119

1. 運動面の発達 /119
2. 生活面の自立 /119
3. 知的発達 /120
4. 友だちとの関わり・遊び /120

### 第2節 保育内容のポイント /122

1. 養護のポイント /122
2. 教育のポイント /124

### 第3節 実践事例：「いいこと考えた」、「うさぎさん、おなかすいたって言ってるよ」 /127

### 第4節 実践へのヒント /129

- ・実践で使える保育のヒント：どうやって時間を知らせる？ /129
- ・言葉がけのポイント：「ここにいるから大丈夫だよ」 /130

★演習課題 — ダイアログ「同じ3歳児でもどうちがう？」 /130

## 第10章 4歳児の保育内容 .....131

### 第1節 4歳児の発達の特徴・子どもの姿 /132

1. 関わりの方原風景 /132
2. 4歳児の3つの特徴 /132

### 第2節 保育内容のポイント /134

1. 養護のポイント /134
2. 教育のポイント /136

### 第3節 実践事例：「つぎは、〇〇えき～」 /139

### 第4節 実践へのヒント /141

- ・実践で使える保育のヒント：ときには“出さない”環境構成も /141
- ・言葉がけのポイント：「すごいね！」 /142

★演習課題 — ダイアログ「5歳児クラスに進級するときの気持ちは？」 /142

## 第11章 5歳児の保育内容 .....144

### 第1節 5歳児の発達の特徴・子どもの姿 /145

1. 運動機能の高まりが自信や意欲へ /145
2. 仲間意識の高まりが自主性や協調性へ /145
3. 思考力・認識力の高まりが主体的な活動へ /146

## 第2節 保育内容のポイント /147

1. 養護のポイント /147
2. 教育のポイント /148
3. 5歳児の1年間の発達の過程をふまえる /150
4. 小学校との連携 -円滑な接続のために- /151

## 第3節 実践事例：「ぼくはコンテナケースをもってくるよ」 /153

### 第4節 実践へのヒント /155

- ・実践で使える保育のヒント：5歳児におすすめの一冊 /155
- ・言葉がけのポイント：「どんな気持ちかな…？」 /156

★演習課題 -ダイアログ「保育者がいなくても仲間と好きな遊びを進められる保育環境とは？」 /156

## 第12章 保育の計画と観察・記録と評価 .....157

### 第1節 保育における計画の意義 /158

### 第2節 保育における観察 /161

1. 観察とは /161
2. 観察の方法 /162
3. 事例を通して：「何気ない行動」、「あれ？ 土曜日と同じ服？」 /163

### 第3節 保育における記録 /165

1. 記録とは /165
2. 記録の種類 /165

### 第4節 保育における評価 /168

1. 評価とは /168
2. 保育所における評価 /169
3. 幼稚園における評価 /169
4. 保育所・幼稚園における第三者評価 /169
5. 自己評価の意義 /170
6. まとめ /171

★演習課題 -ダイアログ「登降園時には子どものどこを見る？」 /172

## 第13章 保育内容の歴史的変遷 .....173

### 第1節 学制発布と幼稚園のおこり /174

1. 幼児教育施設のはじまり /174
2. 学制発布と幼稚園の創設 /174

3. 附属幼稚園を中心とした展開 /175
4. 保育内容の規定 -幼稚園保育及設備規程- /176
5. 幼稚園令と幼稚園令施行規則 /177
6. まとめ /177

## 第2節 託児所と保育所 /178

1. 託児所のはじまり /178
2. 託児所の社会事業化 /178
3. 託児所の保育内容の形成 /179
4. まとめ /179

## 第3節 保育の二元化のはじまり -学校教育法・児童福祉法- /180

1. 学校教育法の制定と幼保二元化 /180
2. 児童福祉法の制定と幼保二元化 /180

## 第4節 保育内容の歴史の変遷 -保育所保育指針・幼稚園教育要領の理解- /181

1. 幼稚園教育要領の変遷 /181
2. 保育所保育指針の変遷 /185
3. 幼稚園教育要領と保育所保育指針の課題 /190

## 第5節 今後の保育の展開 /191

★演習課題 -ダイアログ「100年後にも残る歌？」 /192

## 第14章 多様な保育ニーズと保育内容 .....193

### 第1節 特別な保育ニーズ /194

1. 延長保育・長時間保育 /194
2. 預かり保育 /196
3. 病児・病後児保育 /198
4. 地域子育て支援センター /200
5. 地域のなかの保育所 /202

### 第2節 「気になる子ども」の保育内容 /204

1. 「気になる子ども」について /204
2. 「気になる子ども」への保育における支援 /205
3. 支援の際に気をつけたい点 /210

### 第3節 外国籍の子どもと多文化共生の保育内容 /211

1. 多文化共生の保育の現状 /211
2. 保育者に求められる配慮 /212
3. 違いを講え合う保育をめざして /214

★演習課題 -ダイアログ「お年寄りとなにををしてふれあう？」 /215

## 第15章 保育内容の向上をめざして.....216

## 第1節 これからの保育と課題 /217

1. 保育所保育指針と幼稚園教育要領の記述から /217
2. 研修の課題と保育者のキャリアパス /217
3. 保育の質を高めるには /220
4. 保育を【省察】すること /220
5. 反省的实践家 /221
6. 津守真による【省察】 /221
7. 【対話】する（語り合う）こと /222

## 第2節 保育研修のあり方 /223

1. タイムマネジメント /223
2. 対話型アプローチ /223
3. 15分ダイアログ /224
4. ワールド・カフェ /225
5. 【対話】と【省察】による新たな研修スタイル /226
6. 最後に /227

★演習課題ーダイアログ「もし、あなたが園長だとしたら？」 /228

---

索引 /229

巻末資料：「保育所児童保育要録」の様式の参考例 /230

## 第1章

# 幼児教育・保育の基本



全身と五感のすべてを使って遊ぶ子どもたち

いま、あなたはどのようにして保育内容総論の授業を受けているのだろうか。なぜ保育者を目指しているのだろうか。その理由について考えてみよう。

## 第1節 教育基本法と児童福祉法と幼児期の教育

本書で保育内容を学ぼうとするみなさんは、どこで幼児期を過ごしてきたのだろう。幼児期の生活の場は大別すると次の9つのタイプに分けられよう。

- |             |         |             |
|-------------|---------|-------------|
| ①保育所        | ②幼稚園    | ③認定こども園     |
| ④児童厚生施設     | ⑤児童養護施設 | ⑥障害児入所施設    |
| ⑦児童発達支援センター | ⑧特別支援学校 | ⑨自宅、知人宅等その他 |

図1-1 乳幼児の主な生活の場

これらの施設の目的や役割はそれぞれの法律のもとに定められている。たとえば、保育所、児童厚生施設、入所型施設は児童福祉法に準拠した児童福祉施設であり、幼稚園や特別支援学校は、学校教育法第1条<sup>\*1</sup>に依拠した学校である。どちらの法律も1947（昭和22）年に制定された。このときから、幼保二元化がスタートしているのである。これらの法律は、社会の変化や時代の流れによって、その都度見直され、現在に至っている。



あなたの幼児期の居場所はどこだった？

\*1

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

小学校、中学校の教育は義務教育である。しかし、幼稚園は学校であるとはいえ義務教育ではない。そのため、生活の場を保障するのが保育所、幼児教育の場が幼稚園として長い間理解されてきた。そして、保育所と幼稚園の良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる新しい仕組みをつくるため、2006（平成18）年、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が制定され、「認定こども園」がスタートしている。

さて、日本の教育の中心となる法律に教育基本法<sup>\*2</sup>がある。この法律は全18条から構成され、日本の教育のおおもとになっている。

この法律では、第10条で家庭教育について次のように規定している。

### 第10条 家庭教育

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

\*2

1947（昭和22）年に日本国憲法の精神に基づいて教育の基本を確立し、その振興をはかるために制定された法律。2006（平成18）年には、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化などの新たな課題に対応するために全面的に改正された。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。(下線筆者)

このことにより、これまでは当たり前として受け止められていた、「子の教育について第一義的責任」は保護者にあることが明確に規定された。さらに、「生活のために必要な習慣を身に付けさせる」ことや「保護者に対する学習の機会及び情報の提供」等も法律で定められた。

また、第4条では、教育の機会均等として、障害の重複化や多様化に伴う、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育が実施されることになった。

#### 第4条 教育の機会均等

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

(下線筆者)

さらに、第11条では、幼児期の教育について次のように定めている。

#### 第11条 幼児期の教育

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。(下線筆者)

第11条では、「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである」と明文化された。幼児期は、幼稚園であれ保育所であれ、基本的な生活習慣を身につけながら、保育者<sup>\*3</sup>や友だちとの関わりを通して、生涯を通じた人生の土台(心の根)をつくる大切な時期である。第11条により、幼稚園、保育所、認定こども園等の別なく、幼児期の子どもは、幼児期の教育を受けることが教育基本法で定められている。

\*3

本書では保育所、幼稚園、認定こども園で働く保育士ならびに幼稚園教諭、保育教諭を「保育者」と総称する。

また、2016（平成28）年には児童福祉法が大きく改正され、第1条では、児童が“権利の主体”として位置づけられた。

### 第1章 児童福祉の理念

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。  
(下線筆者)

そのため、国民には、教育基本法や学校教育法、児童福祉法に則り、適当な方法によって子どもの健やかな成長に資する良好な環境の整備等の振興や児童福祉の理念の追求が求められる。

## 第2節 保育内容の理解

### 1 保育所保育指針と保育内容

保育所は児童福祉法第35条によって設置される施設である。さらに、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条により、「保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う」とされている。

保育所保育指針は、1965（昭和40）年に制定され、「養護と教育が一体となっている」ことが保育所保育の基本として据えられた。1990（平成2）年の第一次改定で、3歳以上児の保育が5領域に区分され、養護的な内容が基礎的事項として示された。1999（平成11）年の第二次改定では、「保母」を「保育士」へ名称変更し、地域の子育て家庭に対する支援機能を付与した。その後、2008（平成20）年の第三次改定で「告示<sup>\*4</sup>化」が図られ、基本的な事項が「大綱化<sup>\*5</sup>」して述べられることとなった。保育所保育指針は、日本全国すべての保育所が遵守すべき「児童福祉施設の設備及び基準」と位置づけられる。そのため、すべての保育所に、養護及び教育を一体的に行う保育が求められている。

さらに、保育所には、「①入所している乳幼児の保育」に加えて、「②入所する子どもの保護者への保育指導（保育や子育てに関する支援）」「③地域の子育て家庭に対する支援等の役割」も加わり、3つの役割が求められている。

\*4

通知がガイドラインとしての性格をもつことに対して、告示は拘束力や制約力のある法律としての性格をもつ。

\*5

重要な要素をしっかりと扱いつつ、できるかぎり簡潔にまとめること。

ここで、保育の目的を確認しておこう。児童福祉法第39条には、保育の目的が次のように規定されている。

\*6

「保育を必要とする」ことの基準は、①昼間常態として働いている、②妊娠中・産後間もない、③病気やケガ、または精神・身体に障害がある、④同居の親族を常時介護している、⑤災害復旧にあたっている、⑥求職活動中である、⑦保護者自身の就学、⑧虐待やDVのおそれがある、⑨育休取得時に保育を利用し、継続利用が必要、⑩上記に類する状態として市町村が認める場合。(子ども・子育て支援法施行規則第1条)と定められている。

\*7

国連の「児童の権利に関する条約」では、第1部第3条「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的もしくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」(1990年発効)とされている。平成10年改正の児童福祉法でも明言されている。

第39条 保育所は、保育を必要とする\*6乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が二十人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。）とする。

2 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、保育を必要とするその他の児童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。  
(下線筆者)

この第39条では、「保育を必要とする」乳幼児への保育の場として保育所が位置づけられている。さらに、この第39条を受けて、保育所保育指針では、第1章の総則で保育所の役割が示されている。

## 第1章 総則 1 保育所保育に関する基本原則

### (1) 保育所の役割

ア 保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益\*7を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。

イ 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。  
(下線筆者)

さらに、保育所保育指針では、「第1章 総則 1 保育所保育に関する基本原則 (2)保育の原理」のなかで、保育の目標を次のように示している。

この保育の目標は(ア)が養護に関わる目標である。(イ)～(カ)は教育に関わる目標である。それぞれ、(イ)は「健康」、(ウ)は「人間関係」、(エ)は「環境」、(オ)は「言葉」、(カ)は「表現」の目標を示している。

保育所保育指針では、これらの目標のもとに、各領域の「ねらい」及び「内容」が示されている。

達成に向かう方向を示している。また、「内容」は子どもが環境に関わって展開する具体的な活動をとおして総合的に指導されなければならないものである。幼稚園教育要領では、「養護」について明記していないが、保育を実践するに当たっては子どもに対する一定の養護が必要である。



豊かな「遊び」が「学び」につながる

## 4 | 幼稚園教育要領の改訂のポイント

### ポイント1 育みたい資質・能力の明確化

「幼稚園教育において育みたい資質・能力」として①「知識及び技能の基礎」、②「思考力、判断力、表現力等の基礎」、③「学びに向かう力、人間性等」を幼児教育の中核となる3つの柱とした。

### ポイント2 小学校との接続の推進

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりとして、子どもの姿を小学校の教師と共有し、幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続をより一層推進した（p.151参照）。

### ポイント3 カリキュラム・マネジメントの実施

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて編成した教育課程を絶えずより適切なものに改善していくこと（カリキュラム・マネジメント）によって、幼稚園の教育活動の充実及び質の向上を図った。

### ポイント4 主体的・対話的で深い学びの実現

周囲の環境に興味や関心をもって積極的に働きかけているか（主体的な学び）、他者との関わりを深めるなかで自分の思いや考えを表現し、伝え合ったり、考えを出し合ったり協力したりすることができているか（対話的な学び）、身近な環境に自ら関わって心を動かし、試行錯誤したり考えたりしながら生活を意味のあるものとしてとらえることができているか（深い学び）の視点で保育を改善し、思考力を伸ばす学びの土台を形成することが求められた。

## 5

## 幼保連携型認定こども園教育・保育要領と保育内容及び改訂のポイント

幼保連携型認定こども園教育・保育要領は、2015（平成27）年の子ども・子育て支援新制度のスタートに向けて、2014（平成26）年4月に内閣府、文部科学省、厚生労働省によって共同告示された。2017（平成29）年3月が最初の改訂となる。認定こども園の教育と保育が一体的に行われていることが、教育・保育要領の全体を通して明確に記載された。乳児・3歳未満児の保育に関するねらい及び内容の充実や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明示、「健康及び安全」「子育て支援」に関する記載の見直しなど、改訂のポイントは保育所保育指針とほぼ同様である。また、3歳以上児のねらい及び内容についても、保育所保育指針、幼稚園教育要領とほぼ同様になっており、より一層の整合性が図られた。

## ★演習課題 — ダイアログ —

これからの学習を通して、「こんな保育者になりたい」と願う理想像はあるのだろうか。そのために身につけたいことはどんなことだろう。みんなで対話してみよう。

## ●引用文献

- 1) 汐見稔幸・無藤隆『保育所保育指針・幼稚園教育要領・幼保連携型認定こども園教育・保育要領 解説とポイント』ミネルヴァ書房 2018年 p.43
- 2) 無藤隆『幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿』東洋館出版社 2017年 pp.3-4
- 3) 厚生労働省『保育所保育指針解説』フレーベル館 2018年 pp.296
- 4) 厚生労働省『保育所保育指針解説』フレーベル館 2018年 pp.304